

真室川町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

< 目 次 >

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ P. 3～P. 6
- 5 関連する取り組み、今後のフォローアップ・・・・ P. 6～P. 7

令和 8 年 4 月

真室川町教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領で目指している理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

真室川町教育振興基本計画で掲げる「みんなで育む学びのまち真室川」の目標実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間を子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

真室川町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、真室川町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本町の現状

ア 本町では、山形県公立学校における働き方改革プランに基づき教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、令和元年には「真室川町立学校に勤務する教職員の長時間労働に対する面接指導等実施要綱」を策定し、教育職員の在校等時間の管理及び超過勤務の縮減に取り組んできた。

イ これまでの取組として、客観的な勤務時間の管理として、出退勤管理システムの導入により勤務時間管理の徹底を図ってきた。

ウ こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】 ※管理職を含む

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	34:06	16.5 %	0.0 %
中学校	41:88	36.5 %	0.0 %

エ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に関する法律第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ア 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ウ 1 年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の取得日数を 5 日以上にする
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以内にする
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする（全国平均 100）

エ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないことと

する。

- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・すでに公会計化している学校給食費等について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続等の精査を進める。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動コーディネーターが中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動コーディネーターが中心となって行う。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者に対して相談窓口（ダイヤル教育相談）の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備していく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

- ・町から学校に発出される調査等の文書を精査し、回答に係る事務負担を軽減する。

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・事務職員や教員業務支援等が積極的に参画しつつ、必要に応じてＩＣＴ支援員を活用する。

⑧ ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員及びＩＣＴ支援員が中心となって行いつつ、状況に応じ民間事業者へ委託する。

⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・教職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、学校プールの機械設備の点検については民間事業者等への委託する。

⑩ 校舎の開錠・施錠

- ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し等により、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学

級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑫ 校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑬ 部活動

- ・令和8年度より、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実施する。平日の部活動については、スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭ 給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭等が実施する。

⑮ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
- ・校務支援システムの機能やA Iドリル等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑯ 学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及び町支援員、教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

⑰ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の校内適応支援会議へ参加し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療・福祉・警察等の関係機関と学校が連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を上昇させる。

エ 勤務時間外における児童生徒の緊急時の連絡として連絡ツールを活用し、特定の教職員の負担を軽減する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。

ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

オ 学校における定時退校日を月4回以上設定し、長期休業等の期間中に5日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1)取り組みの着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2)学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

(3)時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(4)教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩

時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5)各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。

(6)保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。